

申込日

平成●●年●●月●●日

福島県よろず支援拠点相談申込（受付）票兼同意書

下記の注意事項および裏面の留意事項に了承し相談を依頼される場合は「相談者名」欄にご署名ください。

福島県よろず支援拠点の利用にあたり、下記の注意事項および裏面の留意事項について了承しました。

ふりがな	ふくしま いちろう		
相談者名 (署名)	福島 一郎 (●●才)	所属 役職	代表取締役

[注意事項]

利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合、相談を受けることができません。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者
2. 反社会的勢力（①暴力団、②暴力団員・準構成員、③暴力団関係企業、④総会屋等、⑤社会運動等標ぼうゴロ、⑥特殊知能暴力集団等）

事業者名	株式会社ヨロズ	代表者 役職・氏名	代表取締役 福島 一郎 (●●才)
住所	〒●●●-●●●● 福島県福島市●●町●丁目●番地		
電話番号	●●●-●●●-●●●●	eメール	●●●●@●●●●.●●●●
事業内容	食料品小売業		
相談項目 ※複数選択可	① 販路拡大 ② 新商品開発 ③ 広報・情報発信戦略 4. デザイン 5. 知的財産 6. 地域資源活用・農商工連携・新連携 7. 海外展開 8. ものづくり 9. 生産性向上 10. IT活用 11. 雇用・労務関係 12. 資金繰り 13. 事業再生及び再チャレンジ ④ 事業承継 15. 創業・起業 ⑤ ⑥ その他の経営課題（店舗のリニューアル）		
ご相談内容 ※差し支えの 無い範囲で 結構です	・既存客の高齢化により来店客数が減少しており、若い年代の新規客を開拓していきたいと考えている。 ・若い年代の開拓に向けた新たな商材の開発、情報発信、店内のレイアウトや陳列の見直しについてアドバイスが欲しい。 ・また、5年後をめどに代替わりを考えており、注意点や進め方などについて教えて欲しい。		
当拠点を何で 知りましたか？	1. よろず支援拠点の窓口 2. よろず支援拠点の facebook 3. よろず支援拠点のホームページ 4. ダイレクトメール ⑤ 紹介・その他（ご紹介者名等：●●●商工会 ●●●●経営指導員）		

福島県よろず支援拠点では、経営向上に関する情報やセミナーのご案内などをダイレクトメールやeメールで発信しています。

情報の受け取りを承諾する

※支援機関や金融機関等の窓口からのお申し込みの場合はご記入ください。

支援機関名	●●●商工会	担当者名	経営指導員 ●●●●
電話番号	●●●-●●●-●●●●	eメール	●●●●@●●●●.●●●●

よろず支援拠点内部管理用No.

福島県よろず支援拠点ご利用にあたっての留意事項

ご利用にあたりまして、以下の事項について予めご了承ください。

1. よろず支援拠点での相談について

福島県よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定者等を対象に、売上拡大、経営改善をはじめとする様々な経営に関する相談をお受けする無料の経営相談所です。アドバイスに基づき行を行うか否かの判断は、利用者の責任で行ってください。また、相談内容に応じて、適切な他の支援機関や外部専門家等を紹介する場合があります。なお、行政手続き、融資手続き、助成金の申請手続きといった実務代行は行っていません。

2. 企業情報、個人情報及び相談内容等の取り扱いについて

公益財団法人福島県産業振興センター(福島県よろず支援拠点の実施機関)は、営業秘密及び個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守しますが、次の点について予めご了承ください。

- ① 福島県よろず支援拠点は、国の施策として、経済産業省、よろず支援拠点全国本部(中小企業基盤整備機構)、公益財団法人福島県産業振興センターが連携・協力して運営している事業です。
- ② お伺いした内容(個人情報を含む)については、本事業の円滑な遂行及び事例や実態等の調査・分析のために、①に掲げる者及び全国のよろず支援拠点で共有されます。
- ③ 本事業の円滑な遂行と改善のため、アンケート調査等を実施することがあります。その際、お伺いした企業情報・個人情報を利用する場合があります。

詳しい説明は以下をご覧ください。

- 福島県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は、アドバイス内容の完全性・有用性・確実性・適合性等について、いかなる保証をするものではありません。また、アドバイスに基づいた利用者の行為によって、利用者及び第三者にどのようなトラブルや損害が発生したとしても、福島県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は一切の責任を負いません。
- 利用者に次のいずれかに該当する行為があった場合、利用者に事前に連絡することなく相談を中止し、今後の利用をお断りする場合があります。
 - ① 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、② 大声・奇声を発するなどして相談業務を害する行為、③ 不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動をする行為、④ 宗教活動又は政治活動等並びに宗教団体又は政治団体等への勧誘行為、⑤ 物品・サービス等の営業行為、⑥ 福島県よろず支援拠点が相談業務の運営上、支障をきたすと判断した行為
- 利用者は次のいずれかに該当する反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約したうえで相談に申し込むこととし、同意できない場合、または真実と異なる表明をされた場合は、福島県よろず支援拠点の利用をお断りいたします。
 - ① 暴力団、② 暴力団員・準構成員、③ 暴力団関係企業、④ 総会屋等、⑤ 社会運動等標ぼうゴロ、⑥ 特殊知能暴力集団等